

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年5月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400451 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2500004 号

第 1 結論

昭和 46 年*月から昭和 48 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年*月から昭和 48 年 12 月まで

昭和 46 年*月頃に A 市役所において、国民年金の加入手続を行い、当該加入手続後に送られてきた納付書で、請求期間の国民年金保険料をその都度納付していた。

年金記録では、請求期間の国民年金保険料は未納と記録されているが当該期間の国民年金保険料は納付していると思うので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 46 年*月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が住所地の市区町村において払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、B 県 A 市において請求期間より後の昭和 50 年 9 月 17 日に払い出されている上、当該記号番号の前後の記号番号に係る国民年金被保険者の記録、請求者に係る国民年金被保険者台帳における請求期間後の記録及び A 市から提出された国民年金記号番号払出簿から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年 4 月から同年 7 月までの間に行われたものと推認でき、請求者の主張する加入手続時期と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は、昭和 46 年*月*日と記録されており、前述の加入手続時期において、請求者が 20 歳に到達する日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられるところ、当該加入手続時点において、請求期間のうち大半の期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を請求者が主張するとおり納付するためには、請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない上、A 市は、請求期間当時において、請求者に別の記号番号が払い出されたか否かは不明である旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400452号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500005号

第1 結論

昭和61年3月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年3月から平成2年3月まで

昭和61年3月にA社を退職後、同年4月にB社(現在は、C社)に転職した際、当該事業所の事業主から、年金と税金のことは一任するようと言われた。

国民年金の加入手続は、私自身が昭和61年3月頃、D市役所で行い、加入手続以降、B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間は、事業主が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

国の記録によると、請求期間は未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、平成2年10月18日にD市において払い出されており、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者の資格取得(昭和61年3月26日)に係る処理年月日についても平成2年11月7日であること、及び請求者の記号番号前後の被保険者に係る記録状況を踏まえると、請求者の国民年金の加入手続は同年10月頃に行われたものと推認でき、昭和61年3月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、前述の国民年金被保険者の資格取得に係る処理が行われるまでは、請求者は国民年金に未加入であることから、請求期間当時において国民年金保険料を納付することはできない上、請求者は、前述の加入手続時点において、昭和61年3月26日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられるところ、当該加入手続時点において、請求期間のうち大半の期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により納付することができない。

さらに、D市が当時作成した請求者に係る収滞納一覧表によると、請求期間直後の12か月については国民年金保険料の納付日が確認できるものの、請求期間については未納であることを示す空欄となっており、これらの記録状況はオンライン記録と一致している。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、C社は、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、国民年金に加入している従業員に係る国民年金保険料を納付していたかについては不明である旨回答している上、請求者又はB社の事業

主が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。